

知立市木造住宅耐震化緊急支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、政府の「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」の具体的措置として、平成22年度補正予算にて認められた新しい国の補助制度を活用し、住宅の最低限の安全性の確保を図るために木造住宅の耐震化工事を実施する者に対し、予算の範囲内において交付する知立市木造住宅耐震化緊急支援事業補助金(以下「補助金」という。)に関し、知立市補助金等交付規則(昭和46年知立市規則第25号)及び知立市民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱(平成15年4月1日施行。以下「耐震改修費補助要綱」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、耐震改修費補助要綱において使用する用語の例による。

(補助金の交付対象)

第3条 補助金の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 耐震改修費補助要綱第3条に規定する対象者であること。
- (2) 耐震改修費補助要綱の規定に基づき耐震改修費補助要綱第4条第1号の一般型耐震改修工事(以下「耐震改修工事」という。)を実施し、平成24年3月10日までに耐震改修費補助要綱第9条の規定に基づき完了実績報告書を提出することができる者であること。
- (3) この要綱の規定に基づく補助金の申請と併せて、耐震改修費補助要綱第6条の規定に基づく申請書を提出することができる者であること。

2 補助対象者は、補助金の交付を希望するときは、平成23年3月28日までに、知立市木造住宅耐震化緊急支援事業申込書(様式第1)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申込書を受け付けた場合において、その内容を審査し、補助対象者と認めるときは、知立市木造住宅耐震化緊急支援事業申込受理書(様式第2)を交付する。

(補助金の額)

第4条 1戸当たり（長屋建て、共同建ての場合は1棟当たり）の補助金の額は、別表に定めるところによる。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第5条 第3条第3項に規定する受理書の交付を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、知立市木造住宅耐震化緊急支援事業補助金交付申請書（様式第3）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 知立市木造住宅耐震化緊急支援事業申込受理書の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、知立市木造住宅耐震化緊急支援事業補助金交付決定通知書（様式第4）により、当該申請者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付決定をする場合において、必要と認めるときは、条件を付することができる。この場合において、市長は、前項の通知書に当該条件を記載しなければならない。

（内容変更）

第7条 申請者は、補助金の交付決定を受けた後に耐震改修工事の内容を変更しようとするときは、当該変更前に、知立市木造住宅耐震化緊急支援事業補助金変更申請書（様式第5）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理した場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、知立市木造住宅耐震化緊急支援事業交付決定変更通知書（様式第6）により、申請者に通知する者とする。

（事業の中止又は廃止）

第8条 申請者は、補助金の交付決定を受けた後に耐震改修工事の中止又は廃止をしようとするときは、知立市木造住宅耐震化緊急支援事業廃止（中止）届（様式第7）を市長に提出しなければならない。

（完了実績報告）

第9条 申請者は、耐震改修工事が完了したときは、知立市木造住宅耐震化緊急支援事業完了実績報告書（様式第8）を市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書は、耐震改修工事の完了の日から起算して30日を経過する日又

は平成24年3月10日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(補助金の額の決定)

第10条 市長は、前条の規定により完了実績報告書を受理した場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書(様式第9)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第11条 申請者は、前条の規定による通知を受けた日から起算して10日以内に知立市木造住宅耐震化緊急支援事業補助金支払請求書(様式第10)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書に基づき、申請者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第12条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について期限を定めて返還を命ずるものとする。

(1) 虚偽の申請その他の不正の行為により補助金交付の決定を受けたとき。

(2) 補助金交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。

(3) 第9条に定める期日までに完了実績報告書が提出されなかったとき。

(4) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。

(5) その他市長が不相当と認める事由が生じた場合

(書類の保管)

第13条 申請者は、補助金についての関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成23年2月1日から施行する。

2 この要綱は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第4条関係）

| 補助対象経費 | 補助金の額 |
|--|--------------------------------------|
| 耐震改修工事に要する費用（工事費に限る。）のうち、75万円を超える部分の費用 | 30万円。ただし、補助対象経費が30万円を下回る場合は、補助対象経費の額 |